

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	防衛省設置法等改正案による改正内容概観 －自衛隊の組織改編・若年定年退職者給付金制度の改正等の確認－
著者 / 所属	藤川 隆明 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	483号
刊行日	2026-4-30
頁	18-32
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20260430.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

防衛省設置法等改正案による改正内容概観

— 自衛隊の組織改編・若年定年退職者給付金制度の改正等の確認 —

藤川 隆明

(外交防衛委員会調査室)

1. はじめに
2. 防衛省・自衛隊の組織改編に係る改正概要
3. 人的基盤の抜本的強化に係る改正概要

1. はじめに

令和8年3月6日、防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第18号）（以下「防衛省設置法等改正案」という。）が閣議決定され、国会に提出された。

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更、航空自衛隊の航空宇宙自衛隊への改編その他の自衛隊の組織の改編を行うとともに、防衛副大臣の定数を1名増加するほか、若年定年により退職する自衛官に対する再就職の援助の拡充、若年定年退職者給付金の支給水準の引上げ等の自衛官の人材確保のための制度の整備等の措置を講ずるものである。

本稿では、その主な改正事項について、本法律案に盛り込まれた経緯を概観するとともに、その内容を紹介する。なお、文中の名称、肩書等はいずれも当時のものである。

2. 防衛省・自衛隊の組織改編に係る改正概要

(1) 自衛官定数の変更

自衛官定数¹においては、防衛力の根幹を成す重要な要素であることを踏まえ、シベリア

¹ 国家防衛戦略及び防衛力整備計画には自衛官定数に係る記述が存在する（どちらも、令和4年12月16日に国家安全保障会議及び閣議決定がなされている。防衛省ウェブサイト<<https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/guideline/index.html>>（令8.4.6最終アクセス。以下URLの最終アクセスの日付はいずれも同日。）も参照されたい。）。

国家防衛戦略においては、「防衛力の抜本的強化を実現するに当たっては、自衛官の定員は増やさずに必要な人員を確保する」と記載された。また、防衛力整備計画においては、「2027年度末までは、自衛官の定数の総計を増やさず、所要の施策を講じることで、必要な人員を確保する」とされ、「2027年度末の常備自衛官定

ンコントロールの観点から、人的側面から見た適正な防衛力の規模の上限を防衛省設置法において規定し、この考え方の下、自衛隊の任務遂行に必要なあるべき自衛官の人員数を積み上げ、総定数のみならず、陸海空自衛隊、共同の部隊、統合幕僚監部、情報本部、内部部局、防衛装備庁に所属する自衛官の定数を1人単位で規定している²。今般、共同の部隊である自衛隊サイバー防衛隊の体制強化等のため、防衛省設置法等改正案により、自衛官の定数の総数は維持した上で、自衛官の定数を変更する（図表1）。

図表1 自衛官定数の振り替えの内訳

【常備自衛官定数】	(単位:人)								
	陸自	海自	空自	共同	統幕	情本	内局	装備庁	合計
自衛官定数(R7末)	149,403	45,462	47,131	2,423	343	1,936	50	406	247,154
振替増減									
(振替増)	▲292	+9	+52	+203	+3	+25	+0	+0	0
(振替減)	(▲292)	(▲84)	(▲28)	(+203)	(▲6)	(+25)			(+410)
統合戦司令部の体制強化		▲23		+29	▲6				0
自衛隊サイバー防衛隊の体制強化	▲100	▲20	▲20	+140					0
自衛隊海上輸送群の体制強化	▲34			+34					0
イーリス・システム搭載艦導入に伴う体制整備	▲93	+93							0
航空宇宙自衛隊宇宙作戦集団(仮称)の新編	▲47	▲33	+80						0
情報本部の情報収集・分析体制強化	▲15	▲5	▲5			+25			+0
統合幕僚監部の体制強化	▲3	▲3	▲3		+9				0
自衛官定数(R8末)	149,111	45,471	47,183	2,626	346	1,961	50	406	247,154

注:航空自衛隊は令和8年度に航空宇宙自衛隊への改編を予定している。

(出所) 防衛省資料

(2) 陸上自衛隊における第15旅団の第15師団への改編

政府は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中、南西地域³における防衛体制の強化は、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために必要不可欠なものであり⁴、喫緊の課題であるとしている⁵。このため、防衛省は、これまで南西地域の陸上自衛隊の部隊の空白⁶

数については、2022年度末の水準を目途とすること、おおむね2,000名の陸上自衛隊の常備自衛官定数を共同の部隊、海上自衛隊及び航空自衛隊にそれぞれ振り替え、統合運用体制の強化に必要な定数を各自衛隊から振り替えるとともに、海上自衛隊及び航空自衛隊の増員所要に対応することとされている。

² 第208回国会参議院外交防衛委員会会議録第8号2頁(令4.4.12) 土本英樹防衛省整備計画局長答弁

³ 「南西地域」について、防衛省としては、地理的に明確に定義しているものではないが、一般的に、薩南諸島から先島諸島に至る南西諸島及びその周辺海空域を指す用語として使用している(宮古島および南西地域への陸自配備に関する質問に対する答弁書(内閣参質193第31号、平29.2.24))。

⁴ 第219回国会衆議院本会議録第7号16頁(令7.12.8) 高市早苗内閣総理大臣答弁

⁵ 第219回国会衆議院予算委員会会議録第6号14頁(令7.12.9) 高市早苗内閣総理大臣答弁

⁶ 南西地域については、その全長が約1,200kmにも及ぶ広大な地域であり、平素から警戒監視を含めて必要な態勢を保持している一方、平成28年3月に与那国島(沖縄県)に駐屯地が開設されるまでは、沖縄本島以外に

を埋めるべく、与那国島（沖縄県）、宮古島（沖縄県）、奄美大島（鹿児島県）、石垣島（沖縄県）に駐屯地を新設し、沿岸監視隊、警備隊、地对艦誘導弾部隊、地对空誘導弾部隊などを配置してきた（図表2）。

図表2 南西地域における防衛体制



(出所) 防衛省資料

また、南西地域の防衛体制の強化は、力による一方的な現状変更やその試みを決して許容しないという我が国の意思を示すとともに、自衛隊の抑止力・対処力を高めることで、我が国への武力攻撃そのものの可能性を低下させるものであり、南西地域を含む国民の安全につながるものである旨説明されてきている⁷。

なお、我が国が整備している防衛力は、特定の国を対象とするものではないとされており⁸、南西地域における防衛体制の強化といわゆる台湾有事について、国会では、概ね以下の説明がなされている（図表3）。

は陸上自衛隊の部隊が配置されていなかった。防衛省は、こうした南西地域の状況について、「空白」という表現を用いる傾向にある。例えば、小泉進次郎防衛大臣は、「戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中で、南西地域における防衛体制の強化は喫緊の課題ですから、これまで南西地域の陸自部隊の空白地帯であった与那国島、奄美大島、宮古島、そして石垣島へ部隊を配置をしてき」と述べている（小泉進次郎防衛大臣記者会見（令7.11.25））。

⁷ 中谷元防衛大臣記者会見（令7.6.20）

⁸ 第208回国会衆議院安全保障委員会議録第3号16頁（令4.3.15）増田和夫防衛省防衛政策局長答弁

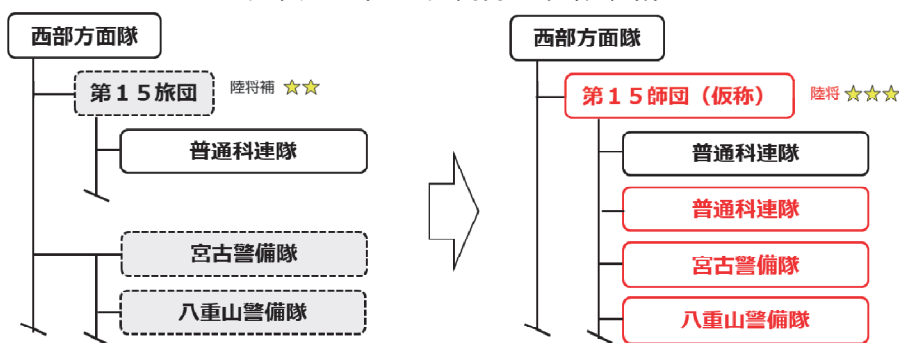
図表3 南西地域における防衛体制の強化といわゆる台湾有事に関する政府の答弁

台湾有事ということから、南西の防衛の関係の御質問がありました。
 台湾有事という仮定の質問にお答えすることは差し控えますが、我が国としては、台湾をめぐる問題が対話により平和的に解決されることを期待するというのが、従来から一貫した立場でございます。
 その上で、我が国が整備している防衛力、これは特定の国を対象とするものではございませんが、我が国周辺の厳しい安全保障環境を踏まえ、南西地域の防衛体制の強化は我が国の防衛にとって喫緊の課題だと思っております。
 我が国の領土、領海、領空を断固として守り抜くために、警戒監視活動や対領空侵犯措置に万全を期すとともに、海上優勢、航空優勢を確保するため、平素から安全保障環境に即した部隊配置を行いまして、南西諸島における防衛体制を目に見える形で強化してきております。
 このような部隊配置は、我が国への攻撃を抑止する効果を高めているものであると考えておりまして、我が国に対する、南西諸島に対する侵攻というものが起きないようにするということが一番重要だと思っております。

(出所) 第208回国会衆議院安全保障委員会議録第3号16頁(令4.3.15) 増田和夫防衛省防衛政策局長答弁

防衛力整備計画においては、陸上自衛隊の第15旅団(那覇)を師団に改編(1個普通科連隊を増勢)する旨が明記されている。今般、防衛省設置法等改正案により、南西地域における防衛体制を強化するため、令和8年度に現行の第15旅団が第15師団に改編される。これに伴い、機動力、火力、近接戦闘能力を有し、作戦戦闘に重要な役割を果たす普通科連隊を新たに1個増勢し、2個普通科連隊へ体制を強化するとともに、宮古島及び八重山諸島において沿岸部の警戒監視等を行う宮古警備隊と八重山警備隊の2個警備隊の固有部隊化等が行われる。

図表4 陸上自衛隊の組織改編



(出所) 防衛省資料「令和8年度予算案の概要」53頁

(3) 航空自衛隊の航空宇宙自衛隊への改編等

宇宙は、自衛隊による活用のみならず、通信、観測、測位等の面で今や国民生活の基盤そのものになっており、国民の生活や生命、財産を守り抜くという自衛隊の任務を果たすためには、宇宙における防衛能力の強化が不可欠であるとされている⁹。防衛力整備計画には、将官を指揮官とする宇宙領域専門部隊を新編するとともに、航空自衛隊を航空宇宙自衛隊とする旨が明記されており、防衛省は、防衛力の抜本的強化を行うに当たり、従来の陸海空の領域に加え、宇宙、サイバーなどの新領域の組合せにより、非対称的な優勢を確保していくことが重要であると考え、令和9年度までの航空宇宙自衛隊への改編も見据え

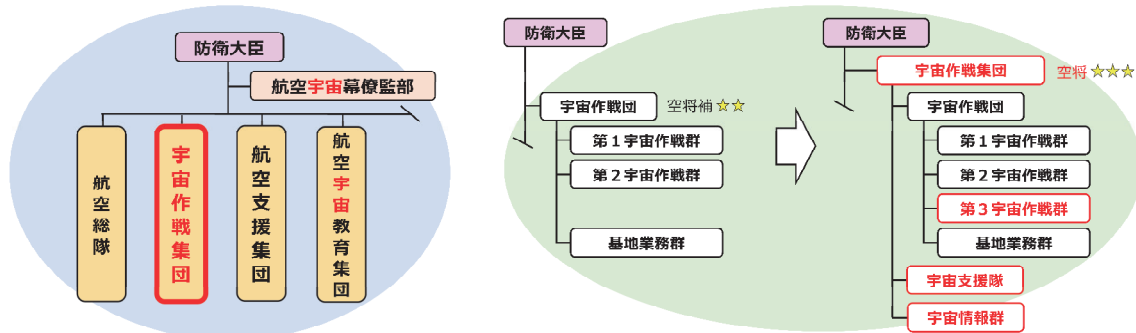
⁹ 第221回国会参議院外交防衛委員会議録第3号(令8.4.2) 若林洋平防衛大臣政務官答弁

て、宇宙空間の監視や対処に係る能力の強化を進めてきた¹⁰。

防衛省によれば、宇宙領域が作戦行動を行う領域となったことを踏まえ¹¹、防衛省設置法等改正案により、令和8年度に、航空自衛隊を「航空宇宙自衛隊」へと改編する。その際、自衛隊の任務を規定している自衛隊法第3条について、航空自衛隊は、「主として空において」行動するという規定を、「航空宇宙自衛隊は主として空及び宇宙において」行動とする規定に改正する。

航空自衛隊を「航空宇宙自衛隊」へと改編することに伴い、航空自衛官を航空宇宙自衛官とするほか、航空幕僚監部を航空宇宙幕僚監部へ、航空教育集団を航空宇宙教育集団へ改編する。また、宇宙作戦能力を強化するため、将官(空将)を指揮官とする宇宙領域専門部隊として宇宙作戦集団を新編する¹²。宇宙作戦集団の構成部隊の詳細としては、SDA¹³衛星や衛星妨害状況把握装置等を運用し、SDA等を担う宇宙作戦団¹⁴、宇宙領域に関する民間力を活用して宇宙作戦等の円滑な遂行を支援する宇宙支援隊(仮称)、宇宙作戦部隊等が入手した情報を分析して相手方の意図や能力の解明を行う宇宙情報群(仮称)となる。

図表5 航空自衛隊の組織改編



宇宙領域専門部隊が、航空総隊等と並ぶ主要部隊に

(出所) 防衛省資料「令和8年度予算案の概要」53頁

このほか、装備品の試験等を行う開発実験機能と、装備品等に関する技術研究や航空事故の防止に関する研究を行う調査研究機能を担う部隊である航空開発実験集団を、調査研

¹⁰ 第217回国会衆議院安全保障委員会議録第7号9頁(令7.4.11)青柳肇防衛省整備計画局長答弁

¹¹ 防衛省資料「令和8年度概算要求の概要」52頁

¹² 自衛隊の宇宙領域専門部隊においては、令和2年度に航空自衛隊に宇宙作戦隊をまず約20名規模で創設し、その後、宇宙作戦群を経て、令和7年度には約670名規模の宇宙作戦団を新編してきた。この度、防衛省は、令和8年度に880名規模の宇宙作戦集団を新編する予定であるが、宇宙領域における能力を發揮するためには、部隊を編成するのみならず、装備品の取得や隊員の養成等を行っていく必要があるために、このように段階的に部隊を編成し、宇宙領域における能力を着実に強化をしてきた旨説明されている(第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第3号(令8.4.2)若林洋平防衛大臣政務官答弁)。

¹³ SDAとは、「Space Domain Awareness」の略であり、宇宙領域把握とも言われ、宇宙状況把握(SSA)に加え、宇宙機の運用・利用状況及びその意図や能力を把握することを意味する。なお、SSAは、「Space Situational Awareness」の略であり、宇宙物体の位置や軌道等を把握すること(宇宙環境の把握を含む)を意味する。

¹⁴ 宇宙作戦団の構成部隊の詳細としては、①SSAレーダーやSDA衛星の運用・維持整備を担う第1宇宙作戦群(仮称)、②衛星妨害状況把握装置やレーザー測距装置の運用・維持整備を担う第2宇宙作戦群(仮称)、③宇宙作戦に関する戦技・戦術の開発や訓練支援を行う第3宇宙作戦群(仮称)、④府中基地における基地警備や施設の管理等の基地業務を担う基地業務群(仮称)が予定されている。

究機能を幹部学校に集約することに伴って廃止する。なお、政令により開発実験機能に特化した航空宇宙開発実験団（仮称）が新編される予定である。

（４）防衛副大臣の１名増員

政府は、政務レベルを含めて、質量ともに増大する業務に十分に対応し得る体制を構築するためとして、防衛省設置法等改正案により、防衛大臣の危機管理に係る負担を軽減し、各種事態への対処に万全を期すために防衛副大臣を現行の１名から２名に増員する。

小泉進次郎防衛大臣は、防衛省が担う領域が陸、海、空にとどまらず増えており、また、サイバーも含めて様々な業務も膨大になってきている旨、同志国、同盟国との連携について、政務による各国との会談を含む交流実績が直近10年間で約３倍以上に増加している旨述べ、増大する業務の状況を説明している。その上で、現在、防衛省は副大臣１名体制だが、副大臣が東京を離れるときは、大臣が東京にいななければならない、大臣が海外出張をするときは副大臣が東京にいななければならない旨、そして、北朝鮮のミサイル事案等の緊急的な案件に、他省以上に対応が求められる旨述べ、副大臣を２名体制に増強することが、結果として国民の命と平和な暮らしを守り、そして日本の領土、領海、領空を断固として守り抜くことにつながる必要な体制の強化となる旨説明している¹⁵。

３．人的基盤の抜本的強化に係る改正概要

（１）人的基盤の抜本的強化に係る改正に至る背景

令和６年12月20日、石破茂内閣総理大臣を議長とする「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議」¹⁶において、「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が取りまとめられた。一般職の公務員よりも若年で退職するという若年定年制を取っている自衛官¹⁷に関して、基本方針は、これまで以上に充実した生涯設計の確立が必要であり、再就職支援の拡充、定年引上げ、若年定年退職者給付金の給付水準の引上げ等をあわせて検討していく必要があるとし、法律・制度改正が必要なものは速やかに検討を進め、令和８年度概算要求に盛り込むこととした。

加えて、基本方針では、公平性・公正性を確保するため、部外の専門家の意見を踏まえて、自衛官が若年定年退職後も安んじて生活できるよう、令和８年度から施行することを目指し、若年定年退職者給付金の給付水準の引上げを検討することとされた。これを踏ま

¹⁵ 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第３号（令8.4.2）

¹⁶ 一層厳しさを増す安全保障環境の中、我が国の平和と独立を守るため、身をもって責務の完遂に務めている自衛官の処遇改善、勤務環境の改善、そして新たな生涯設計の確立が喫緊の課題となっているため、令和６年10月石破茂内閣総理大臣を議長とし、林芳正官房長官、中谷元防衛大臣をはじめ、幅広い関係閣僚を構成員として設置された会議である（「令和７年版防衛白書」427頁参照）。

¹⁷ 自衛官は緊急事態に対処するという任務の性格上、組織を常に精強な状態に維持する必要があり、一般職の公務員より若い年齢で退職する若年定年制を取っており、階級ごとに職務に必要な知識、経験、体力等を考慮して定年年齢を定めている。防衛省は、自衛官の任務を遂行する上で若年定年制はある程度必要な制度と考えている（第212回国会参議院外交防衛委員会会議録第４号９頁（令5.11.16）三貝哲防衛省人事教育局長答弁）。

え、令和7年2月21日、防衛省に置かれる防衛人事審議会¹⁸に、新たな部会である「処遇・給与部会」が設けられ¹⁹、若年定年退職者給付金の給付水準の引上げを中心として調査審議が進められた。結果、防衛省が講ずべき改善の方向性について、処遇・給与部会の考えを取りまとめた、「若年定年退職者給付金の給付水準の引上げ等に関する最終提言」（以下「提言」という。）が提出されている²⁰。

（２）自衛官の生涯設計確立のための現行制度と課題

脚注17に記載したように、多くの自衛官は、その任務の特殊性から50歳代後半で定年退職する若年定年制がとられている。自衛官の定年年齢については、令和10年度以降、将から三曹までの定年を2歳ずつ引き上げることとされているが、引上げ後も一般の公務員よりも若い年齢で定年退職することは変わらない（図表6）。

図表6 自衛官の定年年齢の変化

	将	将補	1佐	2佐	3佐	1尉	2尉	3尉	准尉	曹長	1曹	2曹	3曹
昭和29年	58歳	55歳	53歳	50歳	50歳	48歳	45歳	45歳	—	—	45歳	40歳	40歳
平成2年	60歳	60歳	55歳	54歳	54歳	53歳	53歳	53歳	53歳	53歳	53歳	53歳	53歳
令和6年	60歳	60歳	58歳	57歳	57歳	56歳	56歳	56歳	56歳	56歳	56歳	55歳	55歳
令和14年(予定)	62歳	62歳	60歳	59歳	59歳	58歳	58歳	58歳	58歳	58歳	58歳	57歳	57歳

（出所）提言 6頁

このような状況において、自衛官が、再就職・再々就職や収入に不安を感じさせないようにすることが、自衛官の確保にとっても重要な課題とされている²¹。現状、防衛省としては、退職予定自衛官に再就職支援を行う（（3））とともに、若年定年退職者給付金（（4））を支給しているものの、提言に伴う各課題の検討を踏まえ、防衛省設置法等改正案の提出に至った。以下、現行制度の概要及び課題を確認し、防衛省設置法等改正案による改正内容を概観する。

（３）再就職支援制度

ア 現行制度と課題

若年で定年退職する自衛官の退職後の再就職の支援は、雇用主たる国（防衛省）の責

¹⁸ 防衛人事審議会は、人事に関する事項について、部外の者から意見を求めて公正公平な判断を行うために設けられた（第190回国会衆議院安全保障委員会議録第1号11～12頁（平28.1.13）深山延暁防衛省人事教育局長答弁）。

¹⁹ 設置に伴い、防衛省の職員の給与等に関する法律（防衛省職員給与法）に定める一定の事項に関する政令案等についての意見陳述、そして隊員の人事管理に関する基準のうち能率に関するものについて調査審議を行っていた「職員処遇問題部会」は廃止された。

²⁰ 提言の内容については、<https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/meeting/jinji/pdf/giji_shoguu_houku02.pdf>を参照されたい。

²¹ 「令和7年版防衛白書」427頁参照。

また、若年定年制は、正社員の65歳定年制が定着している我が国においては不利な雇用形態であり、多くの自衛官が50歳代後半で退職する中、それを補う適切な措置が講じられない場合には、現役の自衛官が定年退職後の生活に不安を抱き、士気が低下するのみならず、これから自衛官を志す者にとっても、自衛官という職業が魅力のないものと映る旨の指摘がある（提言2頁）。

務であり、将来の不安の解消や優秀な人材の確保のためにも極めて重要だと指摘されている²²。現状、防衛省は、退職予定自衛官に対し、若年定年制の自衛官（将官を除く）は退職日のおよそ3年前から、任期制の自衛官は退職日のおよそ1年前から、退職後の生活の安定や職業選択に必要な知識を付与するための退職管理教育、再就職に有用な資格取得に必要な能力や技能を習得させるための職業訓練、部外の専門相談員による進路相談などの再就職支援を行っている²³。ただし、自衛隊法第65条の10第1項は、防衛大臣が、離職に際しての離職後の就職の援助を行うと規定しており、防衛大臣が行うことができる再就職支援は、離職に際しての一度だけとなる。よって、例えば、退職自衛官が一度再就職した後に再就職先を辞め、再々就職をする場合、同項に基づく援助が受けられない。

イ 法改正の内容（再就職支援の拡充）

退職後の不安を解消し、生活基盤の安定を図るため、防衛省設置法等改正案により、現在、若年定年自衛官が定年退職するに当たり、離職に際して1回のみ行っている離職後の再就職支援について、65歳に達するまでの間、引き続き、防衛省が再就職支援を何度でも行うことができるように制度が拡充される。なお、当該改正は、若年定年自衛官が定年退職する場合における制度の拡充であり、任期制の自衛官は、拡充される制度の対象外となっている。

（4）若年定年退職者給付金

若年定年退職者給付金制度は、平成2年に創設されている²⁴。当該給付金は、若年定年制から生ずる収入減という不利益を補うための政策的給付とされている²⁵。

ア 若年定年退職者給付金の支給対象者

（ア）現行制度と課題

現在、若年定年退職者給付金の支給対象者は、原則、自衛官として引き続いて20年以上勤続し、定年等により退職した者とされている（防衛省職員給与法第27条の2）。我が国の雇用慣行（年功序列、終身雇用）の中で、長期在職者の確保という効果に期待した

²² 提言3頁

²³ 第219回国会参議院外交防衛委員会会議録第4号11頁（令7.12.16）廣瀬律子防衛省人事教育局長答弁

²⁴ 創設にあたり、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に附帯決議が付されている。

参議院においては、政府は、次の事項について、検討の上善処すべきであるとして、「一 自衛官に対する若年定年退職者給付金制度は、やむを得ない特別の措置であり、将来は、自衛官の再就職の実態を踏まえ、給付金の調整方法を含め改めて再検討すること。一 今後の高齢化社会に向けて、自衛官の定年制度について不断の見直しを行うとともに、職業訓練の充実など再就職の条件整備に努めること。一 公務により人命救助等の活動に従事することによって、負傷又は殉職した自衛官に対する補償のあり方について改善を図ること。」とされている（第118回国会参議院内閣委員会会議録第8号35頁（平2.6.14）参照）。

衆議院においては、政府は、次の事項について、検討の上善処すべきであるとして、「一 自衛官に対する若年定年退職者給付金制度は、やむを得ない特別の措置であり、将来は、自衛官の再就職の実態を踏まえ改めて再検討すること。一 今後の高齢化社会に向けて、自衛官の定年制度について不断の見直しを行うとともに、職業訓練の充実など再就職の条件整備に努めること。一 公務により人命救助等の活動に従事することによって、負傷又は殉職した自衛官に対する補償のあり方について改善を図ること。」とされている（第118回国会衆議院内閣委員会会議録第7号29頁（平2.5.29）参照）。

²⁵ 第219回国会参議院外交防衛委員会会議録第4号3頁（令7.12.16）廣瀬律子防衛省人事教育局長答弁

ことや自らの意思で定年年齢に達する前に中途退職した者に対して若年定年制による不利益を補填する必要性・合理性が無いこと、旧自衛官年金特例が、自衛官として20年以上在職することを要件として適用されていたことが勘案されたものである²⁶。

よって、現行の制度下では、一度退職した後に自衛官として再度採用され、定年等により退職した者は、勤続期間が通算して20年以上になる者であっても、自衛官としての勤務が継続していないことのみをもって若年定年退職者給付金の支給対象者にはならない。この点については、働き方に対する価値観も多様化する中、自衛官の厳しい募集環境も踏まえ、人材の有効活用の観点から、いったん退職した自衛官を再び自衛官として採用することが、防衛省では重要な施策の一つとなっており、現在は若年定年退職者給付金制度の創設時とは状況が異なると指摘されている²⁷。

(イ) 法改正の内容（支給要件の緩和）

防衛省設置法等改正案は、自衛官として引き続いて20年以上勤続せずとも、自衛官として通算20年以上勤続し、定年等により退職した者であれば若年定年退職者給付金の支給対象とするとして、支給要件を緩和している。

イ 若年定年退職者給付金の給付水準

(ア) 現行制度と課題

現行制度において、若年定年退職者給付金の支給対象者の年齢が60歳に至るまでは、1年当たりの給付水準は退職時俸給月額²⁸の6月分を支給することを基本とする（ただし、将官や医官等の定年年齢が60歳の自衛官は、60歳までの給付の対象外となっている）。退職時俸給月額の6月分という水準は、旧自衛官年金特例による年金の給付水準が考慮されている²⁹。この水準は、退職時の年収³⁰の3割強になる³¹。また、退職した自衛官の再就職賃金（勤労所得である給与所得と事業所得）は、退職時の年収の4割強とされているところ、現行制度下では、若年定年退職者給付金の支給と再就職賃金を合わせて、退職時の年収の約75%が平均的に維持される制度となっている³²。

一方で、60歳以降の1年当たりの給付水準は、退職自衛官の60歳以降の再就職賃金と若年定年退職者給付金の合計水準が、60歳までの再就職賃金と若年定年退職者給付金の合計水準の約7割になるように設定されている。この水準は、国家公務員の定年を引き上げること等を内容とする国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）で制度化された。一般の公務員の定年が60歳から65歳に引き上げられるにあたり、民間の給与水準を踏まえ、60歳から65歳までの給与水準が、60歳時の約7割に設定されたこ

²⁶ 提言3～4頁

²⁷ 提言14頁

²⁸ 退職後の再就職賃金の状況を考慮し、若年定年退職者給付金の支給額を算定するための退職時俸給月額は、3佐の最高号俸の俸給月額が上限として設定されている（第2回処遇・給与部会資料20頁）。

²⁹ 第4回処遇・給与部会資料3頁

³⁰ ここでいう退職時の年収は、若年定年による制約が一律であることを踏まえ、自衛官であれば誰でも支給される給与を基準とするとの観点から、俸給、扶養手当、営外手当、期末手当及び勤勉手当で計算されている。

³¹ ボーナス（期末手当+勤勉手当）の年間支給月数が約4.5月である時点での計算では、年収は、月給の約17か月分（月給×12月+ボーナス（4.5月））となることから、1年あたりの給付水準である退職時俸給月額の6月分が、年収の17分の6程度ということで、3割強とされている（「第2回処遇・給与部会 議事録」参照）。

³² 提言4頁

ととの均衡を考慮したものである³³。なお、この給付水準により、退職自衛官の60歳以降の年収水準は、同年代の一般労働者の年収水準と均衡するとされている³⁴。

図表7 現行の若年定年退職者給付金の給付水準のイメージ



(出所) 提言4頁

現行制度によると、退職自衛官の所得水準は、若年定年後に退職時の7割強に低下し、60歳時点で更にその7割に低下する構造になっている。若年定年退職者給付金は、60歳以降まで給付範囲を拡大したこと³⁵を除けば、平成2年の制度創設から30年以上、給付水準を算出する仕組みが変わっていない。しかし、この間、自衛官を取り巻く環境の変化が指摘されている（図表8参照）。

図表8 若年定年制の下にある自衛官を取り巻く環境の変化

- ・我が国を取り巻く安全保障環境が変化し、自衛隊の任務の拡大（国際平和協力活動、在外邦人等輸送、海賊対処等）に伴う教育訓練に加え、各種任務への即応態勢強化のため、自衛官の負担が増加している。
- ・自衛官の定年年齢は引き上げられるが、一般の公務員の定年年齢が65歳まで段階的に引き上げられるため、一部の階級においては、若年定年退職者給付金制度の創設時よりも両者の差が拡大することとなる。
- ・一般労働者は一般的に賃金が最も高くなる時期が、50歳台前半から50歳台後半へ移行している傾向にあるにもかかわらず、若年定年制の下にある自衛官の場合は、一般的に最も賃金が高くなる時期に定年退職することとなる。

(出所) 提言5～8頁

また、若年定年制は、子の教育等で未だ出費のかさむ時期に、自衛官本人の意思にかかわらず、国の政策として退職を強制するものであり、若年定年退職者給付金を含めた定年退職後の収入確保は、自衛官の退職後の生活の安定に不可欠であるとされており、自衛官の募集を巡る状況が厳しく、採用者数が減少し、中途退職者も増大している中で、定年退職までの自衛官としての勤務を評価して、多くの若者が自衛官という職業を選び、

³³ 第2回処遇・給与部会資料20頁

³⁴ 第4回処遇・給与部会資料3頁

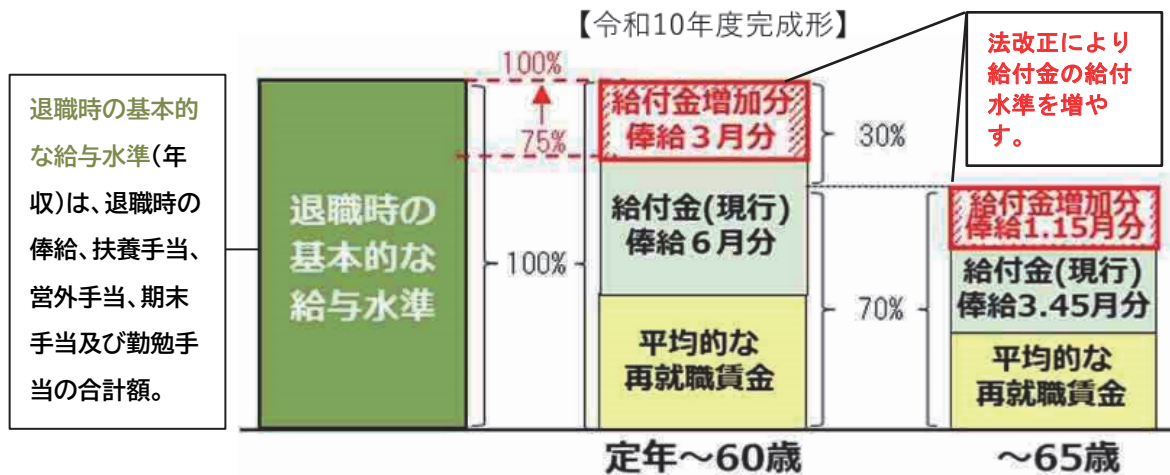
³⁵ 一般の公務員の定年年齢が65歳まで段階的に引き上げられることに伴い、防衛省職員給与法が改正され、65歳まで給付できるように措置されている（第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第13号4頁（令6.5.16）木原稔防衛大臣答弁）。

また、入隊した後も自衛官という職業を継続したいと思えるような生涯設計を提示するためには、若年定年制により収入が大幅に低下するという自衛官特有の構造は解消する必要があるとも指摘されている³⁶。

(イ) 法改正の内容（給付水準の引上げ）

上記も踏まえ、防衛省設置法等改正案は、給付水準を引上げている。

図表9 法改正による若年定年退職者給付金の給付水準引上げのイメージ



(出所) 防衛省資料を基に筆者作成

若年定年退職者給付金の支給対象者の年齢が60歳に至るまでは、平均的な再就職賃金と合わせ、退職時の基本的な給与水準³⁷の100%となるように、若年定年退職者給付金の給付水準を引き上げる。100%まで引き上げることで、支給額は俸給3月分が増加することとなる。図表9のとおり、現行の給付金は俸給6月分であるので、法改正により、最終的には9月分(=現行の6月分+法改正による3月分)となる。

また、60歳以降については、現行制度と同様に、60歳の約7割になる水準にまで引き上げる。なお、現状、60歳以降の給付水準を60歳前の給与水準の7割に設定するという一般職の国家公務員の給与の取扱いには変化がない。

ウ 若年定年退職者給付金の支給制限

(ア) 現行制度と課題

現行制度において、若年定年退職者給付金は、若年定年制から生ずる不利益を補うことを目的とした政策的給付であることから、自衛官が退職した翌年及び61歳時の再就職賃金と若年定年退職者給付金の年額の合計額が、給与年額相当額³⁸を超えた場合は、その

³⁶ 提言8～9頁

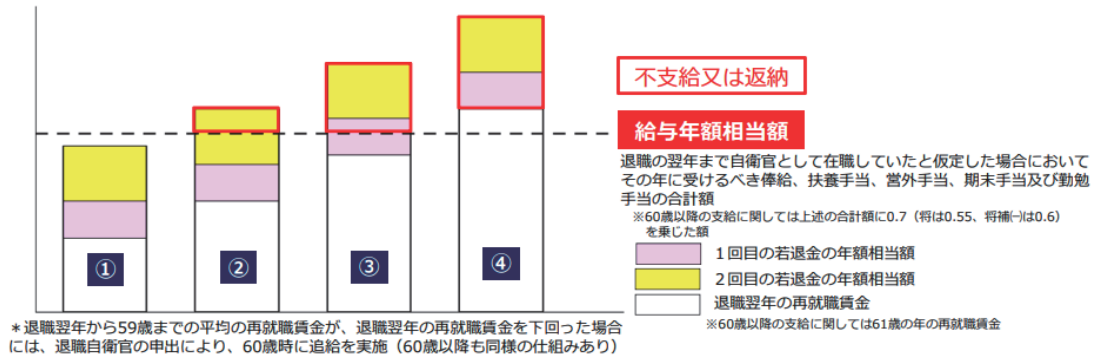
³⁷ 退職時の俸給、扶養手当、営外手当、期末手当及び勤勉手当の合計額である。

³⁸ 退職の翌年まで自衛官として在職していたと仮定した場合においてその年に受けるべき俸給、扶養手当、営外手当、期末手当及び勤勉手当の合計額をいう(60歳以降に関しては当該合計額に100分の70(将は100分の55、将補は100分の60)を乗じた額)。

給与年額相当額は、若年定年退職後も自衛官として在職していた場合に、勤務地域や勤務内容の如何にかかわらず、誰もが受けることができる給与(俸給+誰もが受け取る手当)として観念されたものであり、全ての自衛官の退職時の基本的な生活水準の共通の目安としてきたものである(提言9頁)。

超えた分を減額する（支給制限がある）仕組みになっている（図表10も参照されたい）。

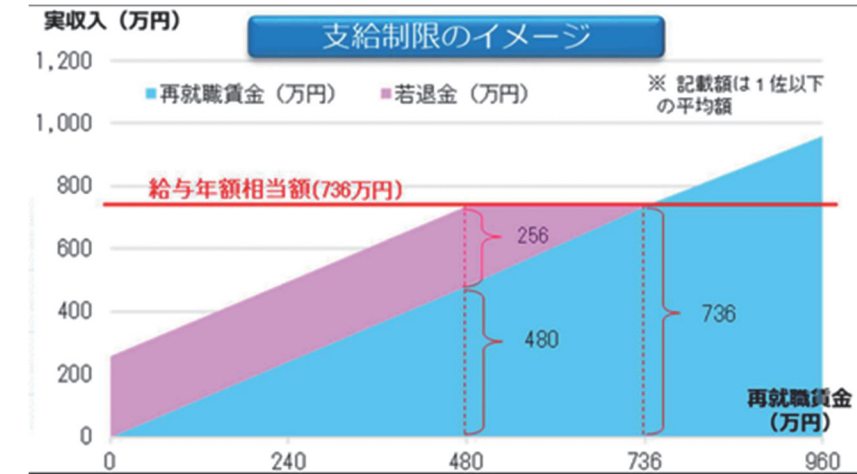
図表10 現行の若年定年退職者給付金における支給制限のイメージ①



※退職翌年の再就職賃金に差があるにも関わらず、給与年額相当額を上回る分の支給が制限（不支給又は返納）されるため、②と③に該当する退職自衛官の実質的な年収は同じになる。
 (出所) 第4回処遇・給与部会資料13頁

現行の仕組みにより、若年定年退職者給付金の支給制限を受ける者（図表10の②～④に該当する者）は、全体の1割程度とされる³⁹ものの、退職後の年収（再就職賃金と若年定年退職者給付金の年額の合計額）が給与年額相当額に達した後は、再就職賃金が給与年額相当額を超えるまでは、退職自衛官の実質的な年収が向上しない⁴⁰（図表11参照）。

図表11 現行の若年定年退職者給付金における支給制限のイメージ②



※横軸において、再就職賃金が480万円を超えてからは、支給される若年定年退職者給付金が減っていく。結果、横軸において再就職賃金が480万円の場合から736万円の場合までは、(自助努力により再就職賃金の額を上げてても) その者の実質的な年収は変わらないこととなる。

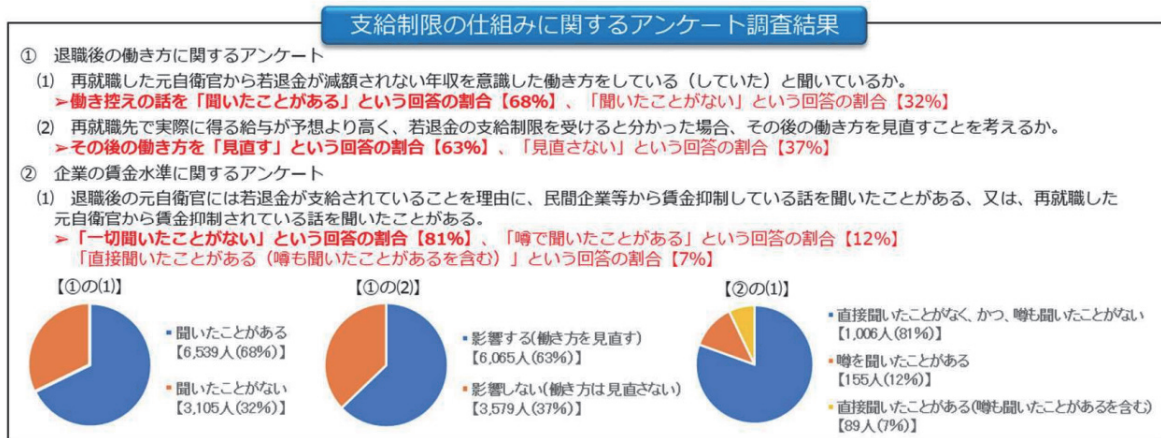
(出所) 提言5頁

³⁹ 現行の支給制限の仕組みが適用される者は、若年定年退職者給付金が給付される者全体の10%程度で、このうち、全く支給されない者は同じく1%未満とされる（提言5頁）。

⁴⁰ ただし、若年定年制から生ずる不利益を補うという若年定年退職者給付金の目的のみを考慮すれば、退職後の収入が退職時の収入を上回るような者は、事実上、若年定年制から生ずる金銭的な不利益は生じていないといえることから、再就職賃金が一定額を超えた場合に若年定年退職者給付金の支給額を減額する現行の仕組みには、若年定年退職者給付金制度の創設時においては一定の合理性があった旨の指摘もある（提言10～11頁）。

このため、当該仕組みが、自衛官の定年退職後の勤労意欲や再就職先企業が賃金を引き上げる意欲を奪っているのではないかという指摘があり、制度の創設時とは異なり、日本社会における少子高齢化の進展や人口減少が継続する状況を踏まえれば、一般的に、高齢者の就労による活躍が期待される状況下において、若年定年退職者の働く意欲を阻害することは、日本の経済・社会のためにも好ましいとはいえない旨の指摘がある⁴¹。この点、防衛省は、定年退職予定の自衛官（概ね定年退職前2年以内を対象）（有効回答数9,644人）及び再就職援護業務に携わる防衛省職員（有効回答数1,250人）を対象としたアンケート調査を行い、**図表12**のような結果を得ている。

図表12 防衛省による支給制限の仕組みに関するアンケート調査結果



(出所) 提言11頁

当該結果を踏まえ、提言は、現行制度の支給制限の仕組みは、「再就職先企業による賃金の引上げ意欲を奪っている要因となっている可能性こそ低いと考えられるものの、再就職先における勤労意欲に影響を及ぼしている可能性が高いと考えられる」と指摘している⁴²。

なお、仮に、現行の支給制限の仕組みを維持した場合、給付水準の引上げ（イ（イ））により、支給制限を受ける者が増加することが予想される。

（イ）法改正の内容（支給制限の緩和（就労活躍加算（仮称）の導入））

防衛省設置法等改正案は、**図表13**のように、再就職賃金と若年定年退職者給付金の年額の合計額が給与年額相当額に達した以降も、若年定年退職しなければ受け取る可能性のあった給与と観念できる加算調整上限額⁴³までは給付することとし、その際、再就職賃金の増加に比例する形で加算調整上限額の範囲内で若年定年退職者給付金への加算（就

⁴¹ 提言11頁

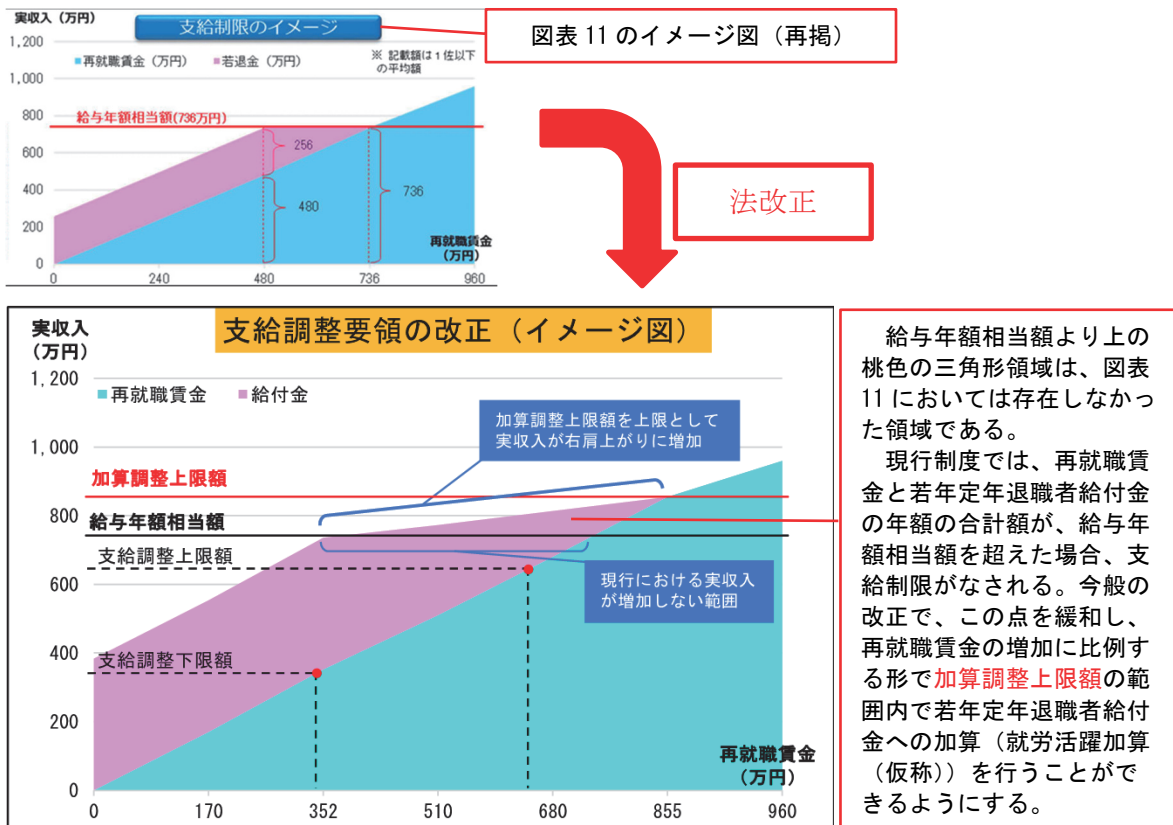
⁴² 提言11頁

⁴³ 給与年額相当額に退職前5年間の各年における俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当、航空管制官手当、勤勉手当及び寒冷地手当の合計額のうち最も高い額を加えた額である。

労活躍加算（仮称）を行うことにより、若年定年以降の就労による活躍が適切に反映されるようにしている。

就労活躍加算（仮称）は、再就職先での勤労意欲に影響を及ぼしている可能性がある支給制限を緩和するため、退職自衛官の退職後の収入に対する自助努力が適切に反映されることを意図した新たな仕組みである。

図表13 法改正による支給制限緩和のイメージ



※法改正後も、「給与年額相当額」は、現行制度と同じ（自衛官として在職していたと仮定した場合において受けるべき俸給、扶養手当、営外手当、期末手当及び勤勉手当の合計額）である。
 （出所）防衛省資料を基に筆者作成

エ 若年定年退職者給付金その他の主な改正事項

現行の若年定年退職者給付金は、退職後半年以内に第1回目を支給し、退職の翌年の再就職賃金を確認した上で、それを踏まえ、退職の翌々年に第2回目を支給している（支給回数は2回である）。防衛省設置法等改正案により若年定年退職者給付金の給付水準を退職時の給与水準が維持できる水準まで引上げ（イ（イ））、支給制限を緩和する（ウ（イ））ことに伴い、支給の仕組みは、退職後半年以内に第1回目を支給し、退職の翌年の再就職賃金を確認した上で、それを踏まえ、退職の翌々年に第2回目を支給し、その後の再就職賃金を確認して第3回目を支給する仕組みとなる（支給回数は3回となる）。今回の制度改正に伴い、第2回目の給付金の支給時期に加え、第3回目の給付金の支給時期にも、支給制限の有無を確認するために再就職賃金の確認を行うこととなり、第2

回目の支給時期である退職の翌々年以降の再就職賃金の変化を、より丁寧に支給に反映させる仕組みになる⁴⁴。

また、給付水準を引き上げるに当たっては、施行前後の若年定年退職者間で大きな不公平感が生じないように、令和8年度から令和10年度にかけて3段階で引き上げられる。例えば、若年定年退職者給付金の支給対象者の年齢が60歳に至るまでに給付される給付水準は9月分まで引き上げられる（イ（イ））が、当該引上げは令和8年度から令和10年度までに、年度ごとに1月分ずつ引き上げられる（図表14の「60歳未満」欄の推移参照）。

図表14 法改正における段階的制度改革

適用	前期・後期	支給割合／年	支給区分	支給割合
令和8年3月31日以前の退職者	60歳未満（前期）	6	第1回目	1.714
			第2回目	4.286
	60歳以降（後期）	3.45	第1回目	1.380
			第2回目	2.070
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの退職者	60歳未満（前期）	7	第1回目	2.000
			第2回目	5.000
	60歳以降（後期）	3.83	第1回目	1.532
			第2回目	2.298
令和9年4月1日から令和10年3月31日までの退職者	60歳未満（前期）	8	第1回目	2.286
			第2回目	5.714
	60歳以降（後期）	4.21	第1回目	1.684
			第2回目	2.526
令和10年4月1日以降の退職者	60歳未満（前期）	9	第1回目	2.250
			第2回目	4.500
			第3回目	2.250
	60歳以降（後期）	4.6	第1回目	1.150
			第2回目	2.300
			第3回目	1.150

（出所）防衛省資料

さらに、現行の若年定年退職者給付金における再就職賃金の定義は、勤労所得である給与所得と事業所得とされているところ、課税上「給与所得」とされている予備自衛官関連の手当が、「再就職賃金」として整理され、当該手当を支給されることで若年定年退職者給付金が減額される場合がある。そこで、防衛省設置法等改正案は、「給与所得」から当該手当を除くための改正を行っている。

（ふじかわ たかあき）

⁴⁴ 現行制度では、退職翌年から59歳までの平均の再就職賃金が、退職翌年の再就職賃金を下回った場合には、退職自衛官の申出により、60歳時に追給を実施する仕組みがある（60歳以降も同様の仕組みがある）。これは、第2回目の給付金の支給後の再就職賃金の減少に対する事後の補正措置であったものの、防衛省設置法等改正案による制度改革に伴い、再就職賃金の変化をより丁寧に反映させる仕組みとなるため、上記の追給の仕組みは廃止される。